

⑤ 地方交付税の留保財源率の見直し

地方交付税による「財源調整機能を回復」するため、基準財政収入額の算入率を引き上げる（留保財源を引き下げる）こと。

※財政難のため白黒両面コピーとさせていただきます。

カラー版（PDF版）を岩手県ホームページに掲載しておりますので、そちらもご参照ください。

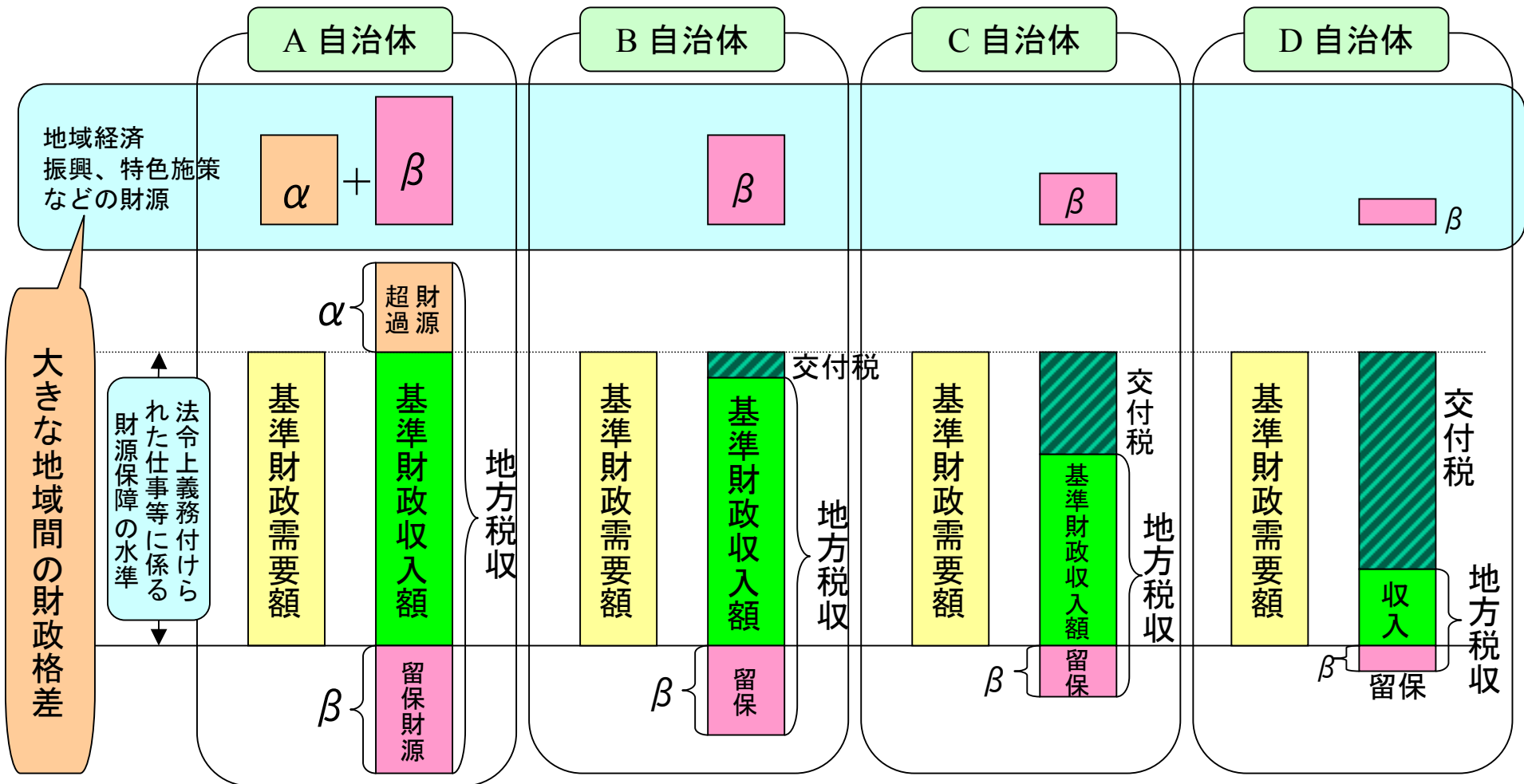
（ダウンロード、印刷配付などご自由にご利用ください。）

<http://www.pref.iwate.jp/syoku/>

⑤ 地方交付税算定における留保財源率の引下げ

現行制度

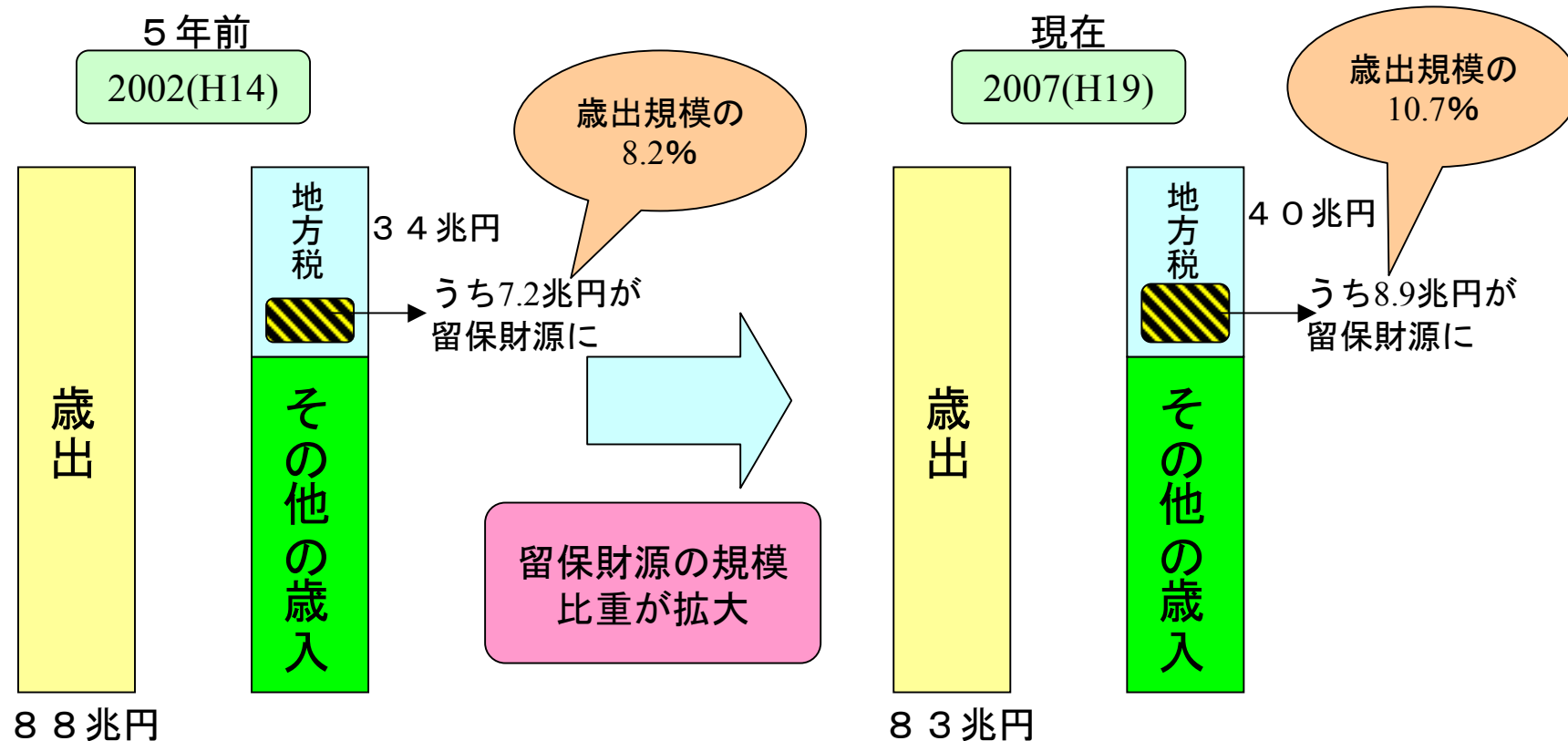
＜地方交付税の算定方法＞



※ 「留保財源」＝地方税収（除：法定外税等）の25%
 （すなわち、地方税収の75%が基準財政収入額に算入される仕組み）

近年の動向

地方財政計画の推移を見ると、歳出規模の抑制と地方税の充実が進められたこと及び留保財源率の改正が行われたことの結果として、地方財政計画規模に占める留保財源が大きく拡大。



※H15年度には、都道府県分に係る留保財源率の引上げ（20%⇒25%）も行われている。

留保財源率をめぐる議論のポイント

(A) 留保財源率は、個別自治体への地方交付税交付額を決定するための「配分ルール」の一部をなすもの。

⇒ 留保財源率の変更は、交付税の総額（国民負担や国の財政負担）に影響を及ぼすものではない。

(B) 留保財源率と財政調整機能との関係は次のとおり。

留保財源率	(現行) 25%	→	低める
すなわち 基準財政収入額 への算入率	75%	→	高める
財源調整機能	調整機能が弱まる	←→	調整機能が強まる！
競争性	競争性が高くなる	←→	競争性は低くなる
財政力格差	財政格差が拡大	←→	財政格差が縮小！

現行制度の課題

都道府県・市町村（共通）

- 現行の留保財源率（基準財政収入額算入率）
25%（＝基準財政収入額へ75%算入）
ただし、税源移譲（3兆円）分の個人住民税の税収は、
0%（＝基準財政収入額へ100%算入）

課題

この理由は、「財源調整を
しっかりやるため」。

- (A) 留保財源の規模の格差によって生じる地域間の財政格差の拡大。
- (B) 交付税総額の減少によって、財源調整機能が低下を続ける中、留保財源制度が調整強化に向かず、むしろ県分については、2003(H15)改正で調整機能が弱体化する方向で改正（留保財源率20%⇒25%へ。基準財政収入額算入80%⇒75%へ）され、競争強化政策がとられた。
- (C) 「税源移譲されたことによって増加した個人住民税収」と「それ以外の個人住民税収」との基準財政収入額算入率を別の率として交付税額計算を行う方式は、今後、毎年度、税制が少しずつ変化する中で、複雑でわかりにくいものになってしまう。

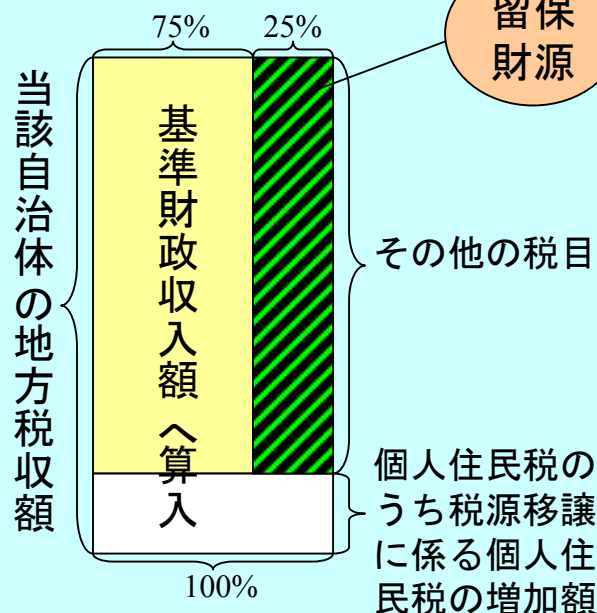
改正内容

※注 留保財源の縮小は、当該自治体の地方税収入に影響するものではなく、あくまで交付税の配分に係る計算ルールの話。
(財政力の弱い自治体への交付税配分が相対的に手厚くなる効果を生じるもの。)

現行

都道府県・市町村とも
留保財源率 25%
すなわち
(基準財政収入額算入率 75%)

ただし、
3兆円の税源移譲に係る個人
住民税の増加額については、
留保財源率 0%
すなわち
(基準財政収入額算入率 100%)

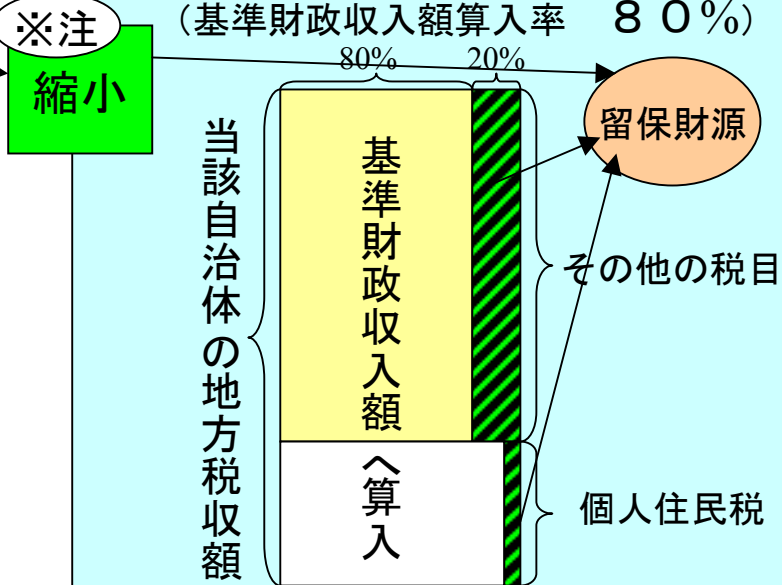


改正案 (一つの例)

都道府県・市町村とも
個人住民税
留保財源率 5%
すなわち
(基準財政収入額算入率 95%)

法人2税・固定資産税・地方消費税
などその他の全ての税目

留保財源率 20%
すなわち
(基準財政収入額算入率 80%)



※注
縮小